

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） 第六十七条（略）</p> <p>2 法第十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 日本銀行、銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） 第六十七条（略）</p> <p>2 法第十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3（略）</p>